

【令和7年7月8日版】

R7 栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請の手引き

(目次)

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2. 対象事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
3. 補助金交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
【1】 補助金申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
【2】 交付申請の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
【3】 補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
【4】 補助額について（補助額及び補助台数上限）	P4
【5】 補助対象経費及び留意事項・・・・・・・・	P7
【6】 その他の補助要件等・・・・・・・・	P9
【7】 申請書類一覧及び申請の手順	P12
4. 交付決定における選定方法について	P13
5. 交付決定の時期及び通知書について	P13
6. 交付決定後の変更承認申請について	P13
7. 実績報告及び補助金交付請求について	P13
【1】 実績報告期限	P13
【2】 実績報告書類一覧及び報告の手順	P13
【3】 補助金額の確定指令書について	P13
【4】 補助金交付請求及び補助金の支払いについて	P13

1.はじめに

- ・令和7年度介護テクノロジー導入支援事業補助金については、令和6年度に引き続き申請のニーズが多いことが予想され、本申請による各介護事業者の事務負担の軽減と、迅速な交付決定を行うことを目的とし、[Web上の「栃木県電子申請システム」による申請](#)とします。
- ・申請総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において、事業所を選定します。
- ・本事業は、購入済の機器、交付決定前に購入したものは補助対象外であること、令和7年度中に事業が完了すること（補助金交付まで完了）が条件となるので御注意ください。
- ・交付申請後、審査を経て補助金の交付決定を行いますが、補助要件や補助対象経費等を満たさない機器は採択できませんので、本手引を参考に御準備ください。

2.対象事業所

- ・栃木県内にある以下の介護事業所・介護施設等を対象
 - (1) 県内にある介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（※）
 - (2) 県内にある老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

3.補助金申請について

【1】申請受付期間

令和7年7月18日（金）～8月15日（金）

【2】交付申請の要件

- ① [栃木県介護生産性向上総合相談センターである「介護のしごとサポートセンターとちぎ」が令和7年7月22日（火）に実施する「令和7年度介護テクノロジー活用支援セミナー」を受講していること](#)を要件としています。（後日アーカイブ動画を視聴することも可）

↓ アーカイブ動画視聴はこちら↓（動画視聴期限：交付申請期間の終了まで）
[※7/22以降、リンクを公開予定です。](#)

栃木県介護テクノロジー補助金ホームページ
「令和7年度栃木県介護テクノロジー補助金の申請について」

※交付申請フォーム上で「受講（視聴）日」及び「受講（視聴）した方の氏名1名」を入力していただきます。

【3】補助対象事業

以下の（１）～（３）に要する経費を補助の対象とします。

（１）介護テクノロジーの導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とします。

※ 公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」に「介護テクノロジー」として登録されている機器が補助対象となります。

（掲載先：<https://www.techno-tais.jp/>）

イ その他

「上記アの対象外の機器」の導入を補助対象とするものです。

上記アの重点分野に該当する介護テクノロジーによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると栃木県知事が判断した機器等（以下「その他機器等」という。）を対象とし、以下の（ア）から（カ）などを認めるものとします。（※）

- （ア）移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- （イ）介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- （ウ）生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- （エ）職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- （オ）バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- （カ）バイタル測定が可能なウェアラブル端末等

（※）（ア）～（カ）にて使用するスマホ、PC及びタブレット端末は補助対象外です。

（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

（１）－アの介護テクノロジーのうち「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合を支援する。（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）

ただし、（１）－イに該当する機器は、「連動することで効果が高まると判断できるテク

ロジー」の対象外とします。

パッケージ型導入支援の補助対象となるテクノロジー連携の例

(ア) 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

(イ) 「介護業務支援」に該当する複数の機器

(ウ) 介護記録ソフト+介護請求ソフト等

(※) 導入する複数のテクノロジー同士の連携（データ連携等）は必須とし、連携しない複数のテクノロジーは「パッケージ型」に含めることはできません。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、上記(1)または(2)にて介護テクノロジーを導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用を補助対象とします。

なお、上記①から③までの全ての支援を受けることが補助要件となります。

※ メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外です。

※ 栃木県介護生産性向上総合相談センターの支援を受ける場合は、本稿(3)の事業を実施する必要はありません。

※ 電子申請フォーム上で「栃木県介護生産性向上総合相談センターの支援を受ける」か、「(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援を活用する」のどちらかを入力していただきます。

【4】補助額について（補助率及び補助台数上限）

● 補助率は、3／4とします。

● 補助対象とする機器について、下記のとおり補助限度台数を設けます。

ただし、とちぎ介護人材育成認証制度に係る措置として、認証レベル3事業者が介護テクノロジーを導入する際の1回当たりの限度台数は、以下により算出した台数の2倍とします。

サービス区分	補助限度台数
施設系サービス	利用定員数を10で除した数（小数点以下切上げ）
在宅系サービス	利用定員数を20で除した数（小数点以下切上げ） ※利用定員数のないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数として、20で除した数（小数点以下切上げ）とする。

- 補助対象となる介護事業所等ごとに、対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額と以下の上限額表に記載している上限額を比較して、少ない方の額を補助額とします。（消費税及び地方消費税を除く。）
- 補助所要額については、「栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 補助額計算書」により積算を行ってください。（「【記載例】補助額計算書」には申請が多い事例の計上組み合わせパターンを載せております。）

上限額表

対象経費の種類		上限額
（１）介護テクノロジーの導入支援		
＜分類Ａ＞ ・移乗支援（装着型、非装着型） ・入浴支援	100万円／機器1台（※1）	
＜分類Ｂ＞ ・「介護業務支援」に該当する介護ソフト（※2） 職員数に応じて必要なライセンス数変動する など、職員数により合計金額が変動する契約以外 の場合は、一律で上限額が250万円/事業所と なります。（※3、4）	職員数（※3）	上限額（※4）
	1名以上10名以下	100万円/事業所（※1）
	11名以上20名以下	150万円/事業所（※1）
	21名以上30名以下	200万円/事業所（※1）
	31名以上	250万円/事業所（※1）
＜分類Ｃ＞ ・移動支援（屋外、屋内、装着） ・排泄支援（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援） ・見守り・コミュニケーション（見守り（施設）） ・見守り・コミュニケーション（見守り（在宅）） ・見守り・コミュニケーション（コミュニケーション） ・介護業務支援（看護ソフト以外） ・機能訓練支援 ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援	30万円/機器1台（※1）	
＜分類Ｄ＞ その他機器等（【3】－（１）－イ（ア）～（カ））	100万円/機器1台 （→（※1）付帯経費は対象外）	

に該当するもの)	
(2) パッケージ型導入支援	
(例) ア「介護業務支援」に該当する機器　＋ 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 イ「介護業務支援」に該当する複数の機器 ウ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト　等	1,000 万円（機器等の合計経費）（※ 1）
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	
①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用	45 万円（①から③の合計経費）

（※ 1）主たる機器に付帯して必要となる経費についても対象とします。

- ・「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入する場合に限り、導入の際に必要なとなる以下の経費等についても補助対象とします。

上記「上限額表」に記載している各機器の分類毎の「上限額」に含めてください。

- ・具体的な想定は以下のとおりです。

機器の導入に付帯して必要となる配送料、Wi-Fi 環境整備（設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策）等。

- ・介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末（1 台あたりの補助額は 10 万円以内とします。）

（※ 2）「介護業務支援」に該当する介護ソフトについて

- ・介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とします。

※「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

※機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、厚生労働省の「介護ソフトの機能調査」を参考にしてください。

※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業

所が介護ソフトを申請する場合は、上記に加えて国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果（リンク先ページ下部）及び厚生労働省が情報提供する「介護記録ソフト機能調査」（リンク先ページ中央）において、以下の要件が整っていることを確認してください。

- ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること
- ②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

（※ 3）介護ソフトの補助上限額の考え方について

- ・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、介護ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も介護ソフトの利用者数に算入して差し支えありません。
- ・申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えありません。
- ・介護ソフトが職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、職員数毎の補助上限額を適用しますが、それ以外の方式の契約の場合は一律で 250 万円/事業所が上限額となります。

（※ 4）ケアプラン連携システムのデータ連携に伴う補助額の優遇について

- ・訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に 5 万円を加算します。なお、実績報告時には、連携状況を確認する資料を提出いただく予定です。（様式等は追ってお知らせします。）

【5】補助対象経費及び留意事項

- 補助対象経費は、交付決定日から令和 8 年 1 月 31 日（＝実績報告期限）までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）とします。詳細は以下のとおりです。

交付決定日から令和8年1月31日までに支払われた以下の経費が補助対象となります。

- ・ 使用権の期限がないもの……全額
- ・ 支払いが月額払いのもの……当該年度分
- ・ 支払いが年額払いのもの……1年分
- ・ 複数年の使用権契約のもの……複数年分

(例1) 月払いの場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(2月28日支払)、3月分請求書(3月31日支払)

→1月分請求書(1月31日支払)までの支払い分を補助対象とします。

(例2) 月払いを先支払いする場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(1月31日支払)、3月分請求書(1月31日支払)

→1、2、3月分請求書(1月31日支払)が補助対象となります。

(例3) 年払いの場合

交付決定後から1年間の契約期間分の支払い

→1月31日までに支払われた1年間の年払い額が補助対象となります。

(例4) 複数年の使用権契約の場合

交付決定後から5年分の使用権契約に基づく支払い

→1月31日までに支払われた場合は5年間の支払い額が補助対象となります。

※なお、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象になりません。

- 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入した場合、複数の機種への補助は認められません。(補助は1機種限り)

(例) 1つの事業所にA社製の見守り支援機器とB社製の見守り支援機器はどちらかを補助対象とします。パッケージ型導入支援において、メーカーや機種を変えることで補助上限台数を越えた台数を補助対象とすることはできません。

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となります。

(例) 開発に要する経費は補助対象とはなりません。

- 次の場合は、補助対象外です。

- ◇ 防犯を目的とした「監視カメラ」
- ◇ 老朽化したナースコールの入れ替え工事（見守り機器と一体型として販売されているナースコールシステム部分は補助対象とします）
- ◇ 訪問系の事業所（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）における以下の機器
 - ・ 特定施設入居者生活介護の指定がない施設に見守り機器を設置する申請において介護テクノロジー等を設置、使用する場合
 - ・ 訪問時に持っていきことができない介護テクノロジー等機器
- ◇ 特定施設入居者生活介護に指定されていないサービス付き高齢者住宅における入居者居住エリアでの通信環境整備
- ◇ 他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用
- ◇ 寄附金その他の収入により賄われる費用（家電量販店等、購入した時に付与されるポイント等も含む）
- ◇ タブレット端末等におけるSIM回線を利用したデータ通信費用、通話料等
- ◇ 保証期間延長補償等、メーカーや販売店等が提供するオプションサービスへの任意加入
- ◇ タブレットやインカムの保護ケース等のオプション品や必要台数を越えた充電器等
- ◇ その他補助対象として適当とは認められない費用

※見積書において「値引き」が行われている場合、どの機器から値引が行われていたか、解説を見積書に加筆するか、説明する資料を添付してください。

【6】その他の補助要件等

<交付決定後、実績報告までに行わなければならないこと>

- (1)センターに機器の活用状況等を報告し、業務改善に関する取組について相談してください。（県においてセンターの相談実績を確認します）

なお、【4】(3)「導入支援と一体的に行う業務改善支援」を実施する場合は要件を満たします。

- (2)厚生労働省のガイドラインに基づいた業務改善計画書の作成

厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画書を作成し、提出してください。

介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）

介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）

介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf) 介護ロボット等のパッケージ導入モデル (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001491513.pdf) 介護現場で活用されるテクノロジー便覧 (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyohokokusho.pdf)
--

(3) SECURITY ACTIONへの参加

- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言してください。
- ・事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位で申し込むか、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。
- ・個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じてください。（最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にしてください。）
- ・SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言してください。
- ・証明においては、自己宣言申し込み後に送付される「自己宣言発了のお知らせメールの写し」、「申込受理の御連絡メールの写し」又は「自己宣言状況がわかる画面のコピー」を提出してください。

「SECURITY ACTION」の概要説明

(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)

「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>)

(4)科学的介護情報システムへの参加

補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力してください。

証明においては実績報告時に電子申請上で参加済みであることを宣言頂きます。

(5－1)（施設系サービスの場合）委員会の設置

「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。個別の名称は自由）」を設置してください。

実績報告時には設置をしたことがわかる書類を提出いただきます。（様式等は追ってお知らせいたします。）

なお、委員会の設置にあたっては、[利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集（URL）](#)を参考にしてください。

- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
- ・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

（５－２）（在宅系サービス）ケアプランデータ連携システムへの参加

以下サービスについては、実績報告までに、[「ケアプランデータ連携システム（URL）」](#)の利用を開始してください。（WAM NET（ワムネット）等で確認します。）

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護
- ・通所リハビリテーション・福祉用具貸与・居宅療養管理指導・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）・認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・居宅介護支援・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・介護予防支援・訪問型サービス（みなし）・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定率）・訪問型サービス（独自／定額）・通所型サービス（みなし）

・通所型サービス（独自）・通所型サービス（独自／定率）・通所型サービス（独自／定額

なお、「ケアプランデータ連携システム」を利用するためのライセンス料21,000円/年について、6月1日から1年間のフリーパスキャンペーンがあります。[フリーパスキャンペーンについてはこちらから（URL）](#)。

(6)賃金への適切な還元

本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知してください。（特に証明は求めません。）

【7】申請書類一覧及び申請の手順

- 栃木県電子申請システム(※)により申請を行い、以下の書類を添付してください。
- 添付書類は以下のとおりです。

(1)交付申請チェックリスト

(2)別記様式第1

「令和7年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 交付申請書」

(3)別紙1「令和7年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 所要額調書」

(4)別紙2「令和7年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 事業計画書」

(5)参考様式「令和7年度介護テクノロジー定着支援事業費補助金 歳入・歳出予算(見込)書」

(6)栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 補助額計算書

(7)見積書一式（計上した全ての機器）

※補助対象外の機器が見積書に混入している場合には、補足説明をしてください。

※「その他の機器」で補助を受ける場合には、当該機器の概要が分かる製品URL又はカタログPDFを提出してください。

(8)運営規程の写し

※栃木県電子申請システム申請リンク

様式ID：06494

令和7年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8390



4. 交付決定における選定方法について

応募多数の場合、次の事項を考慮し、優先順位を決定することとする。

- (1) 令和6年度介護テクノロジー定着支援事業において、補助金の交付を受けていない事業者の中で、とちぎ介護人材育成認証制度において認証を受けている事業者
- (2) 令和6年度介護テクノロジー定着支援事業にて補助金の交付を受けた事業者の中で、とちぎ介護人材育成認証制度において認証を受けている事業者

5. 交付決定の時期等

9月中旬から9月下旬頃を予定しています。

交付決定した事業所には交付決定通知書を交付し、不採択となった事業所には不採択通知書を送付します。

6. 交付決定後の変更承認申請について

交付決定後、決定項目に変更が生じた場合は、別記様式第2「令和7年(2025)年度栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金変更承認申請書」により変更申請を行ってください。

7. 実績報告及び補助金交付請求について（詳細は今後公開）

【1】実績報告期限

令和8年1月31日（土）※電子申請システムによる報告

【2】実績報告書類一覧及び報告の手順

- **栃木県電子申請システム(※)により申請を行い、以下の書類を添付してください。**
- ※ 添付書類は、今後公開いたします。

【3】補助金額の確定指令書について

概ね2月末までに確定指令書の通知を予定しています。

【4】補助金交付請求及び補助金の支払いについて

3月上旬を期限として交付請求書を提出いただき、3月末までに補助金を交付いたします。